

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

厚生年金関係 22 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和35年4月1日から54年2月4日までA社に勤務していた。38年9月1日付けで同社C営業所に転勤した際、転勤前の事務所で厚生年金保険の資格喪失日を同年8月31日として手続したと考えられるため、被保険者期間が1か月抜けている。その間も保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、雇用保険の加入記録、事業所の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年9月1日にA社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和38年7月のオンライン記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については不明としているが、申立人と同様に昭和38年9月1日付けでA社C営業所に異動した同僚1名の資格喪失日も同年8月31日と記録されており、事業主が資格喪失日を同年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が同僚も含めその資格喪失日を同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は申立

人に係る同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所
が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した
場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の保険料を納付する
義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成16年8月5日の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

社会保険事務所（当時）に照会したところ、平成16年8月5日に支給のあった賞与について、標準賞与額が記録されていないことが分かった。厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成16年8月5日において、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（平成11年7月30日）及び資格取得日（平成11年8月10日）を取り消し、申立期間③に係る資格喪失日（平成11年9月30日）を平成11年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、44万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び④について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月30日から同年8月10日まで
② 平成11年8月10日から同年9月30日まで
③ 平成11年9月30日から同年10月1日まで
④ 平成11年10月1日から12年5月23日まで

私は、A社に同社が倒産する平成12年5月まで勤務したが、厚生年金保険加入期間について照会したところ、11年7月30日に資格喪失、同年8月10日に資格取得、同年9月30日に資格喪失、同年10月1日にB社で資格取得となっており、申立期間①及び③が未加入となっていた。また、月給は約44万円であったが、申立期間②及び④については、標準報酬月額が10万4,000円となっていることが分かった。

A社とB社は、同族会社であり、途中で退職したことは無いので、申立期間①及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②及び④の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において平成11年7月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失、同年8月10日に資格取得、同年9月30日に資格喪失、同年10月1日にB社で資格取得となっており、申立期間①及び③については厚生年金保険の被保険者とはなっていない。また、同年7月30日資格喪失時点の標準報酬月額が44万円であったが、同年8月10日に資格を再取得した以降は、10万4,000円と大幅に低い金額となっている。

しかし、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が平成12年5月22日まで継続してA社（B社を含む。）に勤務していたことが認められる。

また、雇用保険の記録では、平成12年5月22日離職時点の賃金日額は、1万5,091円とされていることから、少なくとも直近の6か月間については、申立人の主張どおり月額約44万円の給与が支給されていたことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者全員について、被保険者資格記録及び標準報酬月額を調査したところ、35人については、申立人と同様に一度被保険者資格を喪失後、間もなく、大幅に低い標準報酬月額で資格を再取得している上、171人については、標準報酬月額が大幅に減額改定されており、ほぼ全員について、標準報酬月額が大幅に減額されていたことが確認できる。

加えて、A社の本社において、経理事務に携わっていたとする元従業員から、会社の資金繰りが厳しくなり、社会保険料を下げするために、事実とは異なる届出をした旨の証言を得た。

その上、同僚の1人は、申立期間当時の給与支給明細書を保管しているところ、当該同僚については、平成10年11月及び11年2月の二度にわたって標準報酬月額が減額改定されているにもかかわらず、給与支給明細書では、10年11月以降も減額改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社においては、申立人の厚生年金保険被保険者資格及び標準報酬月額について、事実とは異なる届出が行われたことがうかがわれる上、申立期間の厚生年金保険料については、標準報酬月額44万円に相当する保険料が引き続き控除されていたものと考えられる。

以上のことから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（平成11年7月30日）及び資格取得日（平成11年

8月10日)を取り消し、申立期間③に係る資格喪失日(平成11年9月30日)を平成11年10月1日に訂正し、申立期間①及び③の標準報酬月額を44万円とすることが必要と認められる。また、申立期間②及び④の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元従業員の証言から、事業主がオンライン記録どおりの届出を行ったものと認められ、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間①及び③に係る保険料並びに申立期間②及び④に係る標準報酬月額44万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年12月24日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年7月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から6年1月31日まで

平成5年2月から6年1月まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、5年7月31日資格喪失となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

平成6年1月まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成5年12月23日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、当初、申立人は平成6年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成6年2月1日)の後の同年4月27日に、5年7月31日にさかのぼって喪失日を訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所では、被保険者のうちほぼ全員について、申立人と同様に、平成6年4月27日付けで、さかのぼって厚生年金保険の被保険者資格の訂正又は取消しが行われている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものであるとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日については、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成5年12月24日に訂正することが必要である。

なお、平成5年7月から同年11月までの標準報酬月額については、オンライン記録から41万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成5年12月24日から6年1月31日までの期間については、雇用保険の記録においても当該期間の勤務を確認することはできない。

また、申立人及びその妻は、平成5年12月24日に国民年金の第1号被保険者の資格を取得し、同年12月の国民年金保険料を納付している。

さらに、当該事業所の代表取締役とも連絡が取れないため、申立人の当該期間における勤務実態について証言が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

A社から平成 19 年 8 月 10 日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 8 月 10 日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、50 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 12 月 18 日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、6万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、14万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、20万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、16万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社から平成19年8月10日に賞与の支払があったが、同社から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年8月10日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月18日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城国民年金 事案 1239 (事案 880 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、同年 12 月から 40 年 3 月までの期間及び同年 9 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 40 年 9 月から 45 年 3 月まで

私は、前回の審議において、国民年金手帳記号番号が昭和 45 年 4 月 21 日に払い出された記録になっていることから、制度上、申立期間に遡^{さかのぼ}って申請免除をすることができない、また、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても申立期間に係る申請免除の手続を行った記録は見当たらず、未納になっているなどの理由で記録訂正不要との結論が示されたことに納得できない。

申立期間①から③までの期間が全額免除の期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については再申立てであり、当委員会は、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 4 月 21 日に払い出された記録になっていることから、制度上、申立期間に遡^{さかのぼ}って申請免除をすることができないこと、ii) A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても申立期間に係る申請免除の手続を行った記録は見当たらず、未納になっていることなどから、申立期間の国民年金保険料については、申請免除されていたものと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成 21 年 7 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが、国民年金加入月数は 143 か月で、

その3分の1に当たる48か月分の年金が支給されており、これは、年金の額を計算するに当たって、国民年金保険料の免除期間の3分の1を納付済期間とすることから、申立期間を含む143か月のすべてが免除されていると主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人が昭和45年4月に国民年金に加入してから49年4月に厚生年金保険に加入するまでの48か月が全額免除期間となっており、申立人の老齢基礎年金の支給額は、国民年金の免除期間（48か月）の3分の1の16か月分で計算された額となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月21日に払い出された記録になっており、国民年金手帳記号番号が申立人の前後に払い出されている国民年金の任意加入被保険者は、同年5月に資格を取得していることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推測され、制度上、申立期間に遡^{さかのぼ}って申請免除をすることはできない。

さらに、A市が保管していた国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても申立期間に係る免除申請の手続を行った記録は見当たらず、未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から同年10月まで

昭和52年*月に子供が生まれ、無保険では不安なので役場で国民健康保険に加入した。

国民年金に加入したかは定かではないが、申立期間に妻は国民年金保険料を納付しているのでも自分も加入して保険料を納付していたはずである。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の平成12年1月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられるところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の妻は、昭和51年4月に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間の前から国民年金保険料が納付されていることから、申立期間について妻の保険料のみが納付されていることに不自然さはない。

さらに、申立人は、「国民健康保険には加入したが、国民年金に加入したかは定かではない。」と述べている上、申立人の国民年金保険料を納付したとする妻も「夫の国民年金保険料を納付していたかははっきり覚えていない。」と述べており、夫婦共に記憶が定かではない。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年3月まで
私の父が、国民年金は義務だから、私が20歳になった月から学校を卒業する平成6年3月までの国民年金保険料を納付しておくと言っていたのを覚えている。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入前であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する2冊の年金手帳には、国民年金の被保険者となった日として「平成12年12月16日」と記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっている上、申立人の母親から聴取しても「お父さんは厳しい人だったので、娘の加入手続と保険料の納付をしていたと思う。」と述べるのみで当時の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から50年11月まで
私は、退職してすぐに市役所に行って国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は父親が納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年1月6日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）及び申立人が所持する3冊の年金手帳には、56年9月21日に国民年金被保険者資格を新規に取得した旨記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっている上、申立人の母親も高齢のため事情を聴取することができないことから、当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年9月から56年9月まで

私は申立期間当時は無職だったので、同居していた義父が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。

義父は亡くなっており、詳しいことは分からないが、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年8月に払い出されており、それ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びC市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は、同年6月1日に新規に国民年金に加入しており、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金の加入手続きや国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の義父は既に亡くなっていることから、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から45年4月27日まで

私は、昭和39年11月ごろ、夫がA社の社長から会社を設立するため役員になるようにと依頼され入社した少し後から、同社に勤めるようになった。私は、厚生年金保険に加入していたことは知らず国民年金保険料を納めていたが、その後、夫が厚生年金保険に加入していたことが分かったので、同じ時期に勤めていた私も加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年11月ごろからA社に勤務したとしているが、申立人が唯一記憶している同僚は、オンライン記録及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、氏名は見当たらないほか、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚5名に照会したが、回答のあった2名はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、オンライン記録及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、当該事業所では、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無については、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、関係資料も無いため不明であるとしており、申立期間について、申立人が勤務していたことをうかがわせる証言等を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申

立人は、申立期間当時の記憶が定かではなく、「私は、現場で洗濯や炊事を頼まれており、正社員ではなく手伝いみたいなものだったので、厚生年金保険には加入させられなかったのかもしれない。」とも述べている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 59 年 10 月まで
私は昭和 56 年 10 月から 59 年 10 月まで、A社に勤務した。
申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況に関する詳細な記憶から、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、事業主は、申立人が当該事業所に在籍していないと回答しているほか、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、当時の勤務状況等について証言を得ることができない。

また、オンライン記録から申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者 12 人に照会したところ、回答のあった4人は、いずれも申立人を覚えていないと回答しているほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 30 日から 38 年 2 月 11 日まで
私は、申立期間について、A社所有の船舶Bに乗船した。

船員手帳に雇入れと雇止めの記録があるので、申立期間について船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の乗船状況に関する記憶、申立人が所持している船員手帳の記載等から、申立人は、申立期間についてA社が所有する船舶Bに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、約 50 年前のことでもあり、当時の関係資料が無く船員保険に加入状況等については、不明であると回答している。

また、船員手帳には雇止めの理由として、「C氏は、当社所有船舶B機関長として乗船しておりましたが、出漁許可の関係で出航日未定のため、本人より下船の申出がありましたので、雇止めした次第です。」と記載されていることから、申立人は、出漁前に下船したものと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、船員手帳に記載されている船長の申立期間における船員保険の加入記録は見当たらない上、申立人が一緒に乗船したとしている同僚は、申立期間にはほかの船舶に乗っていることが確認できる。

加えて、船長は、既に死亡していることから申立期間当時の船員保険の加入状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立期間について、申立人の当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務した。厚生年金保険料も同年 7 月から同年 9 月までの 3 か月分を支払っており、返還もされていないが、国の記録をみると、同年 9 月の記録が欠けている。

この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険料の負担について、事業主との間で、事業主負担分も自らが負担することで合意しており、申立人から提供された昭和 61 年 8 月分及び同年 9 月分の給料明細では本人負担分の厚生年金保険料がそれぞれの月から控除されていること、及び同年 7 月分から同年 9 月分までの事業主負担分差引後の支給額明細では、事業主負担分の厚生年金保険料がそれぞれの月から控除されていることが確認できる。

しかし、申立人と同じ昭和 61 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者 2 人を含め、申立期間当時 A 社に勤務していた同僚 10 人に申立人の勤務状況について照会したところ、4 人から同社に勤務していたと回答があったが、申立人の退職時期を記憶している者はいない。

また、B 社では、当時の資料は保存されておらず、申立人が申立期間に勤務していたことを確認することはできない。

さらに、申立人の雇用保険の記録を確認したところ、被保険者期間は昭和 61 年 7 月 1 日から同年 9 月 29 日までであり、健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格喪失年月日の記録が同年 9 月 30 日であること

と符合している。

このほか、申立期間に係る申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 61 年 9 月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるが、申立期間は当該事業所に被保険者として使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月ごろから 60 年 12 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、加入記録は見当たらないとの回答をもらった。

私は、申立期間当時、A 社に勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において勤務した事業所の所在地及び仕事の内容について詳細に述べていることから、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 60 年 7 月 1 日であり、申立期間のうち、58 年 3 月ごろから 60 年 7 月 1 日までの期間は適用事業所となっていない。

また、当該事業所によると、「創業当時社員数が 2、3 人であり、厚生年金保険に加入できなかったため、親会社である C 社にて厚生年金保険に加入したが、C 社での申立人の記録は発見できなかった。また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 60 年 7 月 1 日以降の厚生年金保険加入記録を確認したが、申立人の記録は確認できなかったため、申立人は、パート又はアルバイトでの勤務ではないかと推測する。」旨回答している。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある 12 人に照会したところ回答のあった 7 人は、申立人を覚えていないとしていることから申立期間における申立人の勤務状況等を確認することができない。

加えて、A 社及び C 社における健康保険厚生年金保険被保険者原票（マ

イクロフィルム)によると、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、整理番号は連番で欠番は無い上、当該事業所における申立人に係る雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便に、A社において代表取締役として勤務していた一部の期間の標準報酬月額が赤字で記載されていた。赤字の部分について、特に注意して確認するように書いてあったことから、当時の資料が無いと調べたところ、取締役会議事録に平成 7 年 11 月分から私の役員報酬月額が「80 万円以内」となっていた。当時役員報酬が 80 万円支給されていたにもかかわらず、国の記録では標準報酬月額が 50 万円となっているので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、取締役会議事録によれば、平成 7 年 11 月分から役員報酬月額は 80 万円支給されていたと主張しているが、申立人が提出した取締役会議事録によると、同年 11 月分から申立人の役員報酬月額が 80 万円以内と決議されたことが確認できるものの、実際の報酬の額や厚生年金保険料控除額についての記載は無い。

また、A社は、既に解散しており、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無い上、当時会計事務を委託していた会計事務所には、上記取締役会議事録以外の資料は保存されていないことから厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない上、日本年金機構では、申立人に係るねんきん定期便の申立期間における標準報酬月額が赤字で記載された理由については、不明と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 15 日から 30 年 8 月 31 日まで
私は、昭和 28 年 5 月 15 日から 30 年 8 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に見習員として勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、この期間が未加入期間となっていることが分かった。A 社に勤務していたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管している申立人に係る従業員名簿の「雇入」欄に「昭三十、一、二十八」の記載があること、及び当該事業所で厚生年金保険被保険者であった 1 名が「申立人は船架班に在籍していた。」と証言していることから、申立人が昭和 30 年 1 月 28 日に雇い入れられ、A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間において当該事業所で厚生年金保険被保険者であった 16 名に照会したところ、13 名から回答があり、そのうち正社員であったとする 5 名が、「入社してすぐには厚生年金保険には加入しなかった。」としており、上記同僚も、入社して 21 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、申立人は、「申立期間は見習員として勤務しており、給与は日給であった。」と述べているところ、B 社は、「見習員は日給であり、見習時は厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」としている。

さらに、申立人が同僚として挙げた 5 名のうち 1 名は既に亡くなっており、ほかの 4 名について申立人が覚えているのは姓のみであることから、これらの者を特定することができず、申立人の具体的な勤務期間及び厚生

年金保険料控除に関する証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 6 月まで
② 昭和 49 年 11 月から 50 年 6 月まで
③ 昭和 51 年 10 月から 54 年 6 月まで

私は、昭和 42 年 2 月に A 社店舗 B に入社し、54 年 7 月まで C 社をはじめとする同社の関連会社に勤務していた。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、当該関連会社に勤務していた期間のうち、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与より低い金額で記録されている期間があることが分かった。

申立期間①及び②について、当該関連会社に勤務していた期間は減給など無く、また、申立期間③について、実際に受け取っていた給与が当該機関の標準報酬月額を上回っていたため、各申立期間についての標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当該期間に C 社をはじめとする関連会社において社会保険の事務担当であった者に照会したところ、「関連会社間で異動があった場合、給与支給額は減らないように調整していたが、資格取得時に社会保険事務所（当時）へ届け出る標準報酬月額については非固定的賃金（残業代、早朝手当等）を算入していなかったため、前事業所の資格喪失時の標準報酬月額より低くなることはあり得る。申立人は、普段は早朝手当が付いていたはずであるが、資格取得届に記載する標準報酬月額にはそういった手当は含んでいない。なお、控除する保険料額については、届け出た報酬に基づいた金額を控除していた。」と証言している。

また、当該関連会社で申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者であった者のうち、申立人が同僚として挙げた4名及び申立人と同年代である31名の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立人と同様に関連会社間での異動に伴う資格取得時において標準報酬月額が減額となっている者が6名確認できる。

申立期間③について、当時、社会保険の事務担当であった者は、「申立人の給与については、前半は自分と同等であったが、後半は自分の方が高かった。」と証言しているところ、この者の証言はオンライン記録と整合しており、申立人の標準報酬月額に不自然さはうかがえない。

申立期間①、②及び③について、申立人は、当該期間において同様の立場・職責であったとして同僚2名を挙げ、「この中では自分の給与が一番高かったはずだ。」と述べており、この2名の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、当該期間について、申立人の標準報酬月額はこの2名の標準報酬月額と同額以上で推移していることが確認でき、申立人の主張と一致している。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

さらに、C社及び同社が申立期間①、②及び③における人事記録等の書類を引き継いだとするD社（現在は、E社）に照会したが、当時の資料が保管されておらず、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月から 37 年 5 月 15 日まで
② 昭和 40 年 12 月 31 日から 44 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 5 月から 44 年 10 月まで、A 社（現在は、B 社）に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入期間は 37 年 5 月 15 日から 40 年 12 月 31 日までであり、申立期間①及び②は未加入であるとの回答であった。

申立期間①及び②においても勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 C 支店において厚生年金保険の加入記録がある者 34 人に照会したところ、16 人から回答があったが、申立人の申立期間①及び②における勤務実態を確認できる証言は得られなかった。

また、B 社では、申立人の勤務実態及び申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していない上、同僚 2 人の証言によれば、申立人が勤務したとする A 社の各現場は昭和 37 年から 40 年までの期間に作業が行われていたと考えられ、申立人に係る厚生年金保険の加入期間とおおむね一致しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入期間は昭和 37 年 5 月 15 日から 41 年 1 月 10 日までであり、厚生年金保険の加入期間とおおむね一致している。

これに関して、申立人の同僚 35 人に係る雇用保険の加入記録を調査したところ、このうち 30 人に係る雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資

格の喪失時期は一致しており、資格喪失時期が一致しない5人はいずれも平成に入ってから資格喪失しているもので、申立人と同様に昭和40年代に資格喪失している者は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の適用事業所であったA社の各支店における厚生年金保険被保険者資格の得喪状況を調査したが、申立人の当該期間に係る加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 29 日から同年 11 月 16 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）に昭和 58 年 4 月 1 日から平成元年 11 月 15 日まで在籍していた。

当該事業所を退職する時には、次の就職先が決まっており、健康保険や厚生年金保険に未加入の期間が無いようにするため、年次有給休暇の残日数から逆算して最終出勤日を平成元年 10 月 28 日とし、同年 10 月 29 日から同年 11 月 15 日までの期間は年次有給休暇を取得した。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、A 社での資格喪失日が平成元年 10 月 29 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人の退職願及び内申書によれば、申立人は、平成元年 10 月 28 日に退職することを同社に願い出ていることが確認でき、併せて同社から提出された「平成元年分給与所得の源泉徴収票」においても、申立人の当該事業所での退職日は同年 10 月 28 日となっている。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録における当該事業所での離職日は、平成元年 10 月 28 日と記録されており、申立人の申立期間における在籍が確認できない。

さらに、B 社によれば、当該事業所の申立期間当時の厚生年金保険料及び健康保険料は翌月控除であったとしており、申立人に係るオンライン記録における昭和 63 年 12 月から平成元年 9 月までの標準報酬月額を基に、当該期間における厚生年金保険料率、健康保険料率及び雇用保険料率を適用して検証したところ、これら保険料を合算した金額が上記源泉徴収票に

記載されている社会保険料の額に近いものとなっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年から 28 年 12 月 31 日まで
社会保険事務所 (当時) に照会したところ、A 社に勤務していた昭和 26 年から 28 年 12 月 31 日までの厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。臨時雇用だった期間もあるが、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚 2 人の証言及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和 26 年ごろには A 社に勤務していたと推認できる。

しかし、当該事業所が作成・保管していた社会保険台帳によると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 29 年 1 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 7 人に照会し、4 人から回答を得たところ、うち 2 人は、昭和 26 年 5 月以前から当該事業所で勤務していたとしていることから、当該事業所では必ずしも従業員全員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所では前述の社会保険台帳以外に申立人に係る資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1734 (事案 1332 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年9月30日まで

昭和19年4月1日から勤務したA社B支店(現在は、C社)の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同年10月1日資格取得となっているとの回答をもらった。

昭和19年4月1日にA社の養成所に入所し、20年3月に卒業後、事業所に配属になった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出された厚生年金保険被保険者証、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日となっていることが確認できること、ii) 申立人は、同社の養成所における業務内容について、業務関連の科目を勉強しており、現場での作業には従事していなかったと説明していることから、申立人が労働者年金保険法(昭和16年3月11日法律第60号)の対象となる筋肉労働者として勤務していたとは認められず、厚生年金保険法(昭和19年2月16日法律第21号)に基づき、一般労働者が年金制度の対象とされた19年6月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることに不備はみられないこと、iii) 同法附則第1条、第3条及び第5条の規定に基づき、保険料徴収及び保険給付の対象となるのは、同年10月1日以降の期間とされていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、今回、再申立てを行っているが、申立人から厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料の提出は無く、また、前回の資料を基に再調査を行ったが、新たに判明した事実は無い。

このほかに申立期間について委員会の当初の決定を変更すべき新たな事柄は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 46 年 1 月まで
店舗Aで昭和 44 年 8 月から 46 年 1 月まで勤務していた。同店舗は、B社が経営していた。
店舗Aに勤めるときに、事情があり別の氏名及び生年月日で勤務していた。
昭和 44 年 10 月に正社員として採用され、その時に本社B社で厚生年金保険の話がされたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、C社が業務を承継したとしており、同社の取締役は、申立人が申立期間においてB社が経営する店舗Aに勤務していたことを認めている。
しかしながら、上記取締役は、「店舗Aは、自分が経営を担当していたが、従業員の勤務期間が短く、出入りが激しかったので厚生年金保険には加入させなかった。」と証言している上、事業所記号払出簿及びオンライン記録においても、B社及び店舗Aは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C社は、昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となつてるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に申立人の氏名は見当たらず、同名簿に欠番も無い。

さらに、申立人は、店舗Aの店長の名字を覚えていたが、上記被保険者名簿及びオンライン記録の被保険者名に当該店長の名字は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。